

公安委員会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和8年2月19日 長官官房

## 1 訴訟概要

警備員として雇用されていた原告が、被保佐人となったことで警備業法上の欠格事由に該当し、平成29年3月に警備会社から解雇されたことにつき、被保佐人であることを欠格事由としていた当時の規定（以下「本件規定」という。）は違憲であり、改廃しなかった立法不作為は国家賠償法上違法であるとして、訴訟提起され、令和8年2月18日、最高裁において判決が示されたもの。

## 2 争点及び最高裁判決の要旨

### (1) 憲法第22条第1項及び第14条第1項に違反するか

本件規定は、平成14年の警備業法改正までの時点において憲法第22条第1項及び第14条第1項に違反するものであったということとはできないが、その後、事情の変化が生じ、平成29年3月の時点において、憲法第22条第1項及び第14条第1項に違反するに至っていた。

### (2) 本件規定を改廃しなかったことが国家賠償法上違法であるか

平成29年3月の時点において、本件規定が憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったということとはできないから、上記時点までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかった国会の立法不作為は、国家賠償法第1条第1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

## 3 参考

令和元年12月に施行された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」により本件規定は既に削除されており、法改正の必要はない。

## 1 関係職員

- 神奈川県警察本部第二交通機動隊所属の警察官 6名
- 同 高津警察署所属の警察官 1名

## 2 事案概要

- 第1事案（虚偽有印公文書作成・同行使）  
交通取締りについて、実際に現認した状況と異なる状況を記載した交通反則切符を作成し、行使したものの。
- 第2事案（虚偽有印公文書作成・同行使）  
交通取締りについて、現場臨場していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように装うなどして実況見分調書を作成し、行使したものの。

## 3 刑事処分

第1事案（3件）及び第2事案（6件）の計9件を任意送致予定

## 4 是正措置

### (1) 対象件数

2,716件

### (2) 措置内容

上記対象について、違反点数の抹消を行うほか、必要に応じ

- 交通反則金の還付
- 行政処分等の見直し  
等を実施

## 5 再発防止策

- 適正な交通取締りを確保するための業務管理の強化
- 適正な交通取締りを確保するための指導教養の徹底
- 交通取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入及び資機材開発 等